

平成21年5月1日

総務省

社団法人デジタル放送推進協会

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による 共聴施設のデジタル化促進活動等の開始

平成21年度予算に盛り込まれたデジタル受信相談・対策事業及び受信障害対策共聴施設整備事業の補助事業を実施する総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）において、平成21年5月7日（木）より受信障害対策共聴施設管理者及び集合住宅管理会社等への訪問活動を開始することとし、また、平成21年5月11日（月）から受信障害対策共聴施設整備事業の助成金交付の募集を開始することとなったので、その概要をお知らせいたします。

1. 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化の現状

受信障害対策共聴施設については、全国に約5万施設（約620万世帯利用）存在しており、受信障害の状況把握や障害原因の特定の困難さ、当事者間協議に時間を要すること等により、デジタル化対応率は約1割程度^(※)に留まっている状況です。

また、集合住宅共聴施設については、全国に約200万施設（約1,900万世帯利用）存在しており、デジタル化対応率は約7割程度^(※)と推定され、比較的対応は進んでいるものと考えられますが、小規模な施設、老朽化した施設等のデジタル化は進みにくいと考えられます。

(※) 最新（平成21年3月時点）のデジタル化対応率について、近く公表予定。

2. デジサポによる共聴施設のデジタル化促進活動

平成23年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、限られた期間の中で完全デジタル化を実現するため、デジサポが全国の受信障害対策共聴施設管理者や集合住宅管理会社等を訪問し、デジタル化対応に関する説明・助言等を行います。

また、受信障害対策共聴施設のデジタル化について、当事者間協議を強力に促進するため、平成21年度より例外的・暫定的措置として国が共聴施設改修に対する経費の支援等を行います。

① 受信障害対策共聴施設管理者及び集合住宅管理会社等への訪問活動開始

ア 訪問活動期間

平成21年5月7日（木）～平成22年3月31日（水）まで

イ 訪問対象

受信障害対策共聴施設の管理者

集合住宅の管理会社等（マンション管理会社、不動産会社等）

ウ 訪問活動内容

デジタル化対応方法の説明

受信障害対策共聴施設整備事業の助成金交付の募集開始の説明

共聴施設のデジタル化状況や関係者間の協議状況の把握等

② 受信障害対策共聴施設整備事業の助成金交付の募集開始

ア 助成金制度の概要

別紙参照

イ 募集期間

平成21年5月11日（月）～平成21年12月28日（月）まで（消印有効）

（予算の範囲内で助成を行うため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。）

ウ 対象者

受信障害対策共聴施設の管理者（※）

（※）有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者。なお、共聴組合（渡し切り補償契約により利用者側に施設が譲渡されている場合等を想定）も含みます。

ただし、国や地方公共団体等を除きます。

エ 対象施設

現在の共聴施設をデジタル放送に対応する有線共聴施設に改修、または無線共聴施設へ置換する場合に経費負担が著しく過重（世帯当たりの負担額が35,000円を超える場合）になる施設

オ 助成金額

地上デジタル対応に不可欠な改修又は置換する部分の工事総経費に対して、最大で1/2の額

カ お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）

制度詳細について：<http://www.digisuppo.jp/subsidy/index.html>

デジサポの連絡先：<http://www.digisuppo.jp/subsidy/centerlist.html>

（助成金申請は、各都道府県のデジサポが受け付けます。）

<関連報道発表>

地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募（平成21年2月20日発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090224_5.html

地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募の結果（平成21年3月31日発表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000014976.pdf

<本報道発表のお問い合わせ先>

【総務省連絡先】

連絡先：情報流通行政局地上放送課
デジタル放送受信者支援室

担 当：後藤課長補佐、加藤主査

電 話：(代表) 03-5253-5111 (内線 5942)
(直通) 03-5253-5942

F A X : 03-5253-5794

【(社) デジタル放送推進協会連絡先】

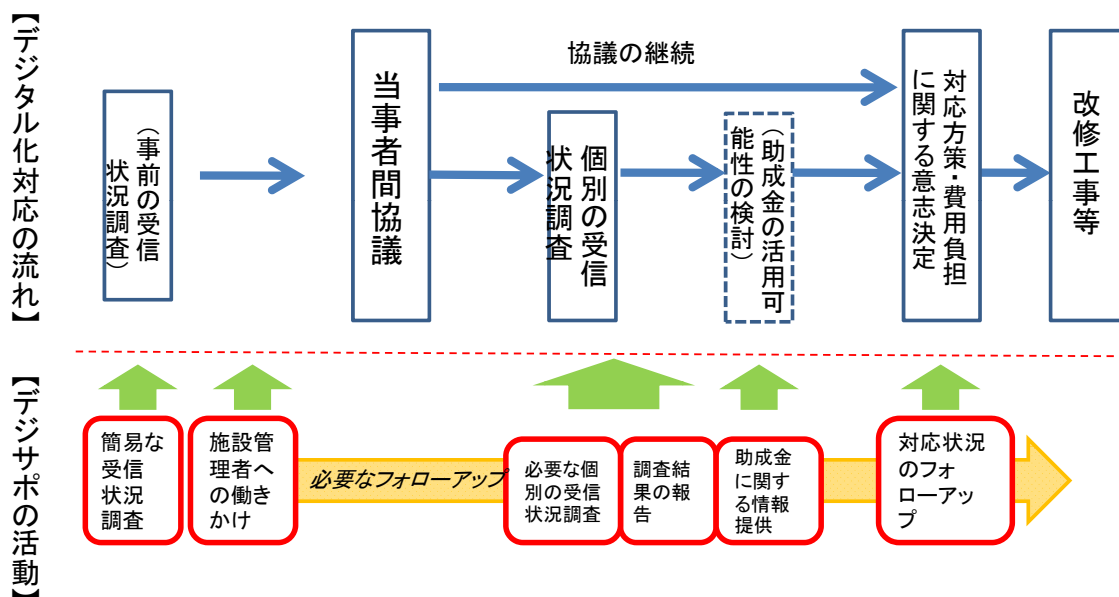
連絡先：総務省テレビ受信者支援セ
ンター (統括本部)

担 当：榊部長、田丸部長

電 話：03-3468-7933
(5月11日からは03-6459-2781)

F A X : 03-3468-7977

(5月11日からは03-5785-4088)



助成の概要（1）



- 地上デジタル放送を受信するためのテレビ受信機等は、地上アナログ放送と同様に視聴者が自己負担することが基本です。また、アンテナ工事等が必要になる場合についても、それぞれ自己負担で実施することが基本です。
- しかし、戸建て住宅のアンテナ交換等に要する工事費は、一般的に3万5千円程度で実施できる場合が多いことに対して、地上アナログ放送の受信障害解消を目的に設置された共聴施設をデジタル対応に改修または置換する工事は、さらに高額になる場合があることが想定されます。
- 助成額は、総経費^(*)が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合と、2倍未満の場合とで計算式が異なります。前者の場合には総経費の半額を助成します。
 （総経費が「加入世帯数×3.5万円以下」の場合は助成対象外となります。）

^(*): 地上デジタル対応に不可欠な改修または置換する部分の工事経費

① 経費が「加入世帯数×3.5万円の2倍以上」の場合

助成対象経費＝総経費

国（助成対象経費の1/2）	施設管理者等（助成対象経費の1/2）
---------------	--------------------

② 経費が「加入世帯数×3.5万円の2倍未満」の場合

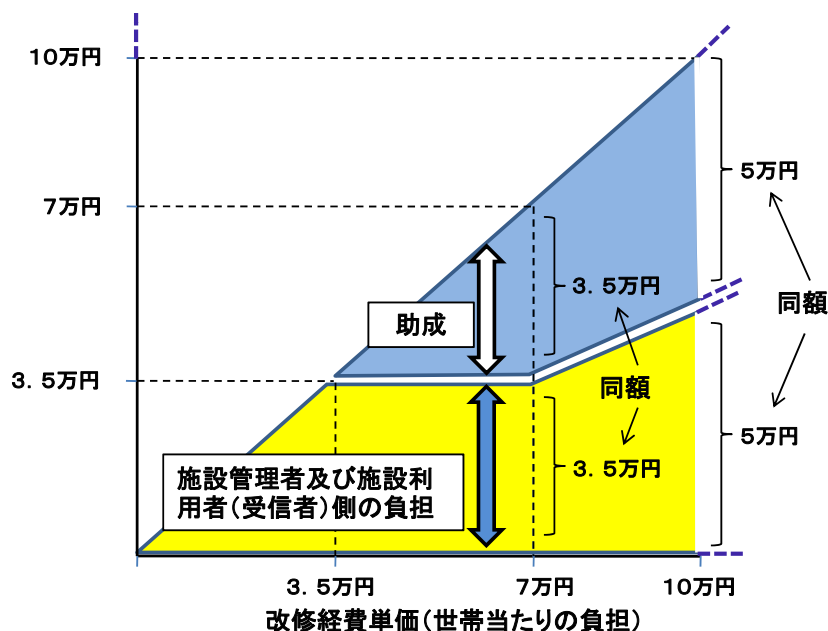
助成対象経費^{(*)2}

国（助成対象経費の1/2） （総経費－3.5万円×加入世帯数）	施設管理者等 （3.5万円×加入世帯数）
------------------------------------	-------------------------

^{(*)2}: 総経費から加入世帯数に3.5万円を乗じて得た額を差し引いた額の2倍

助成の概要(2)

- 総経費を加入世帯数で割った額を「改修経費単価」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が100で改修総経費が700万円であったとすると、世帯当たりの負担は7万円ですが、これを2分した3.5万円を助成し、総額では350万円の助成となります。



3

助成対象となる基本的要件と施設

- 助成が認められる基本的要件
 - ・ 共聴施設の改修等について、必要な関係者(施設管理者及び受信者)の同意が得られていること
 - ・ 工事の内容について、次のような有効性、公平性に照らして妥当なものであること
 - 有効性： 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること
 - 公平性： 難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること
 - ・ 施設改修に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること
- 助成対象施設

地上アナログ放送の受信障害解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタル放送対応の有線共聴施設に改修する、または無線共聴施設に置換する施設で、施設管理者等がそれを実施する施設です。ただし、次に該当する場合は対象となりません。

 - ・ 有線テレビジョン放送法^(*1)または有線電気通信法の規定^(*2)による届出等がなされていない施設

なお、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。

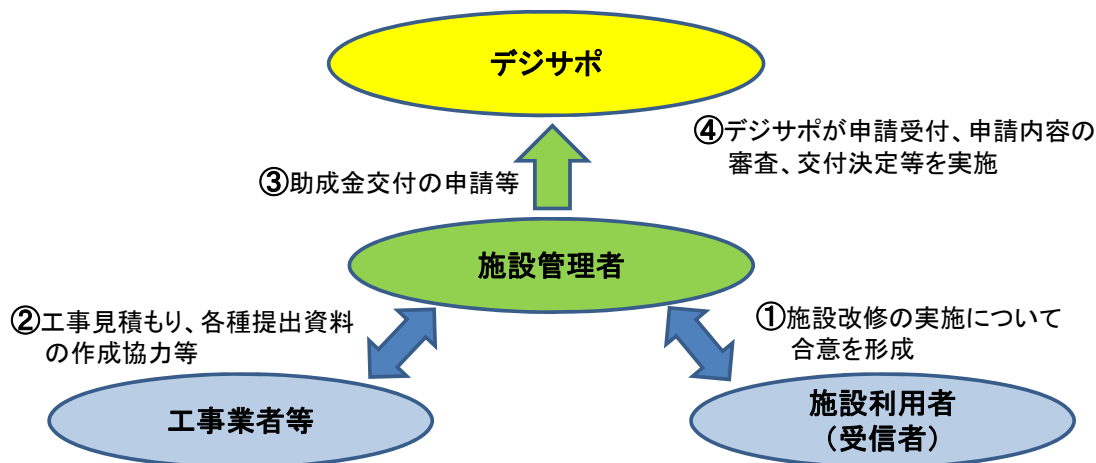
また、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。

*1：第3条及び第12条、 *2：第3条

4

助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による施設改修等の意思決定(①)が必要です。
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。



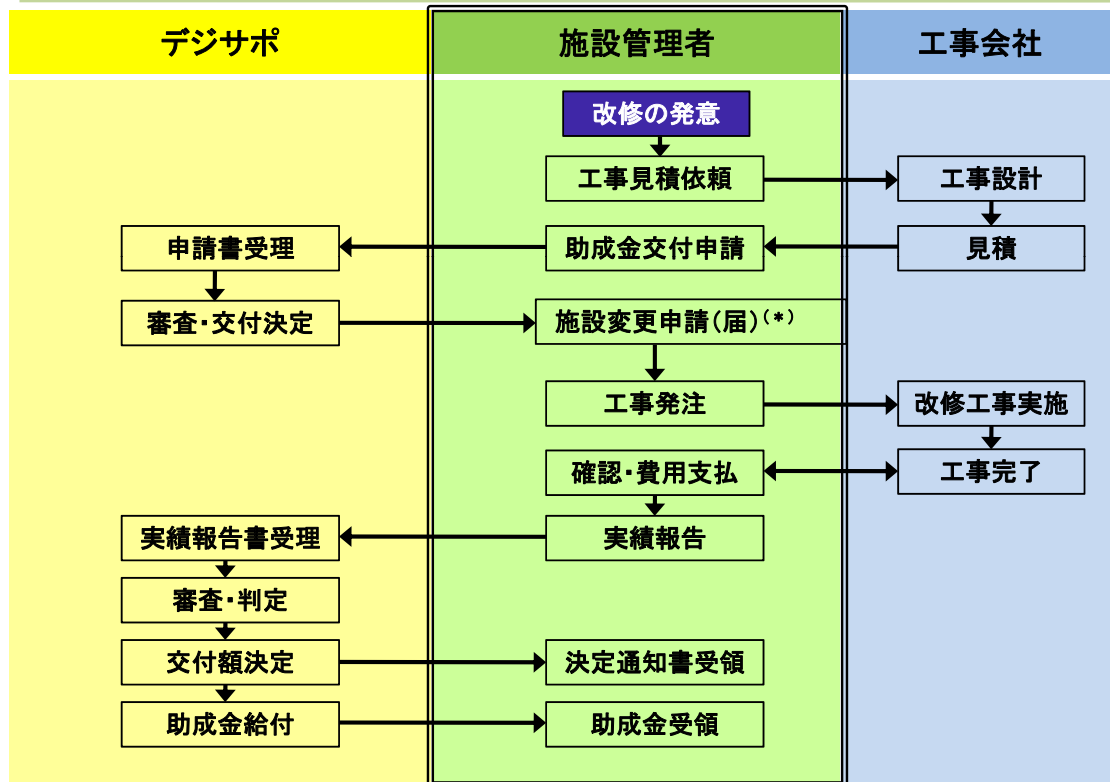
5

助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。
 - 助成金交付申請書
(助成事業の概要記載を含む)
 - 添付資料
 - (1) 対策事業に要する経費の見積書
 - (2) 工事概要書
 - (3) 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等
- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の改修工事を実施していただくことになります。
- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることになります。
- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は各都道府県のデジサポにご照会ください。

6

助成金給付までの流れ



* 変更届については、工事の開始の日の2週間前までに提出が必要。
 (上記フローでは、助成金対象部分について、交付決定の後に申請することを想定したフローを示しているが、必ずしもその順序に限定されない。) 無線共聴施設の設置の場合には、別途手続が必要となります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。